

# 2月の市民相談

●相談は全て無料です。相談日が祝日と重なった場合は原則としてお休みです。  
●市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課にはポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。

No dep. de registo civil, coletoria municipal, dep. infantil, dep. de assistência social, trabalham funcionários que compreendem o idioma português.

相談	日	時	場所	主な相談内容	問合せ先
年金相談	2月3日(火)	午前10時～正午	市役所53ABC会議室 吉良支所第1会議室 市役所22B会議室 市役所22B会議室	厚生年金・国民年金について。※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合があります。	保険年金課国民年金担当 (☎65・2104)
	・10日(火)	午後1時～3時			
	・17日(火)	※受け付けは午前8時30分から。			
	・24日(火)				
行政評価苦情申立	2月2日(月)・16日(月)	午後1時30分～3時	市役所11相談室	市施策で申立人の利害に関する苦情 ※予約制。	企画政策課行政評価委員会 (☎65・2155)
消費生活相談	毎週月・木曜日	午前9時～正午 午後1時～4時 ※受け付けは午後3時まで。	市役所11相談室 ※2日(月)・16日(月)の午後は市役所13相談室。	悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題。 ※予約制(1人1時間程度)。電話相談も可。多重債務問題は面談のみ。	商工観光課商工担当 (☎65・2168)
労働相談	2月17日(火)	午後1時～4時	市役所11相談室	労働条件、解雇、賃金などの労働問題 ※予約制。予約は開催日前日の正午までに商工観光課商工担当へ。	〃
創業支援相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所商工観光課	新たに事業を始めたい方のための創業に関する相談。	〃
市税夜間納税相談	2月12日(休)	午後6時～8時	市役所収納課	市税の納税に関する相談(夜間)。納税も可	収納課徴収担当 (☎65・2129)
市税納税相談	2月22日(日)	午後1時～5時15分	行政情報コーナー	市税の納税に関する相談。納税も可	〃
多重債務相談	2月9日(月)	午後1時～4時	市役所多目的室A	複数の消費者金融から借り入れをしている人のための返済に関する事	商工観光課商工担当 (☎65・2168)
	2月18日(水)・19日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時 ※受け付けは午後3時30分まで。	市役所12相談室	複数の消費者金融から借り入れをしている人のための返済に関する事	保険年金課国民健康保険担当 (☎65・2103)
市民特別法律相談	2月3日(火)	午後1時30分～4時	市役所11相談室	法律的専門知識を有する相談。 ※予約制(1人30分)で各5人まで。予約は1月16日(金)から市民課相談担当へ。	市民課相談担当 (☎65・2198)
	・7日(土)		寺津ふれあいセンター		
	・10日(火)		市役所11相談室		
	・12日(木)		一色支所第1会議室		
	・19日(木)		幡豆支所第2会議室		
・26日(木)	吉良町公民館会議室2				
司法書士法律相談	2月13日(金)	午後1時30分～4時	市役所11相談室	紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談。 ※予約制(1人30分)で5人まで。予約は1月16日(金)から市民課相談担当へ。	〃
登記相談	2月4日(水)	午後1時～4時	市役所11相談室	土地などの売買や相続など	〃
行政相談	2月13日(金) ・20日(金)	午前10時～正午	市役所11相談室 幡豆支所第2会議室	国の仕事やその手続き、サービス全般に対する苦情や要望	〃
人権相談	2月6日(金)	午後1時30分～4時 ※受け付けは午後3時30分まで。	吉良町公民館会議室2	いじめ、嫌がらせ、虐待、差別、セクハラ、DVなどの日常生活における心配ごとや悩みごと。 ※一色支所・総合福祉センターは弁護士同席。	〃
	・13日(金)		一色支所第1会議室		
	・20日(金)		幡豆いきいきセンター		
	・21日(土)		総合福祉センター		
外国人相談 Consulta para estrangeiros	2月6日(金)・20日(金) Dias 6 e 20 de fevereiro (sexta-feira)	午後1時～4時 13h às 16h	市役所11相談室 11 Soudan-shitsu	スペイン語、ポルトガル語、英語による生活上、行政上の相談 Consultas gratuitas para estrangeiros com problemas na vida diária em espanhol, português e inglês	地域支援協働課市民協働担当 (☎65・2178) Seção de Trabalhos Comunitário
育児・虐待相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	就園前のお子さんの発達や、育児全般、児童虐待について。 ※電話相談可。	家庭児童支援課要保護児童担当 (☎56・3113)
DV相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	配偶者などからの暴力に関する相談。 ※電話相談可。	家庭児童支援課DV相談担当 (☎56・3113)
児童相談	日曜日・祝日を除く毎日	午前9時～午後4時 ※土曜日は正午まで。	市役所家庭児童支援課 ※土曜日は総合福祉センター相談室	児童の性格や家族関係、学校生活などの電話・面接相談。 ※予約も可。	家庭児童支援課児童相談担当 (☎56・0324)
母子・父子家庭相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	市役所家庭児童支援課	母子・父子家庭の困りごとや自立生活に関する事	家庭児童支援課母子担当 (☎65・2179)
児童巡回相談	2月12日(木)・26日(木)	午前10時～午後3時	総合福祉センター相談室	療育手帳の新規交付・再判定に関する事。事前に予約が必要	西三河福祉相談センター (☎0564・27・2779)
内職相談	毎週金曜日	午前10時～午後3時	総合福祉センター相談室	内職の紹介と事業所の登録	福祉課社会福祉担当 (☎65・2114)
障害者虐待相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	障害者虐待防止センター(市役所福祉課内)	障害者に対する虐待に関する相談。 ※電話相談可。	障害者虐待防止センター (☎65・2117)
こころの相談	日曜日・祝日を除く毎日	午前9時～午後5時 ※土曜日は正午まで。	地域活動支援センターめだか工房	精神障害者と家族の困りごと	地域活動支援センターめだか工房 (☎54・6775)
知的障害者相談	毎月第2水曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	知的障害者と家族の困りごと	福祉課障害者福祉担当 (☎65・2113)
身体障害者相談	毎月第1・第4月曜日	午前9時～正午	総合福祉センター相談室	身体障害者と家族の困りごと	〃
結婚相談	毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日	午後1時～3時	総合福祉センター相談室	結婚相手の紹介。 ※申込金500円と写真2枚が必要。	市社会福祉協議会総務課 (☎56・5900)
児童・生徒心配ごと相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後4時	中央ふれあいセンター一色健康センター	小・中学生のいじめや不登校などに関する心配ごとや悩みごと。 ※面接相談可。	児童・生徒支援センター (☎57・0555/☎73・4572)
育児相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	子育て支援センター(ハツ面保育園内)	就学前のお子さんの育児、生活習慣、心配ごとなど	子育て支援センター (☎57・2602)

※西尾警察署の「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局の「人権相談☎57・2622(毎週水・木曜日、午前10時～午後4時)」、西三河県民生活プラザの「法律相談☎0564・27・0800(西三河総合庁舎1階、第2水曜日、午後1時30分～3時、要予約)」もご利用ください。